

野田市告示第73号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項及び野田市指定地域密着型サービス事業所及び野田市指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則（平成18年野田市規則第24号）第3条の規定による廃止の届出について取下げがあったので、野田市告示第20号を取り消します。

令和5年3月31日

野田市長 鈴木 有